

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 7月 3日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ 株式会社ダイヤホット・サービス
 住所 大阪府東大阪市西鴻池町3-2-5
フリガナ 代表者氏名 ダイエウトリシマリヤク 代表取締役 モリタ 森田 ヒロフミ 博文
 電話番号 06-6744-9101
 FAX番号 06-6744-9105
 メールアドレス yamasp@nike.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

施行規則様式第 10 (第 34 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先)

水道事業者 様

令和 5年 7月 3日

〒578-0976
住 所 大阪府東大阪市西鴻池町3-2-5
届出者 名 称 株式会社ダイヤホット・サービス
代表者氏名 代表取締役 森田 博文
電話番号 06-6744-9101

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャダイヤホット サービス 株式会社ダイヤホット・サービス		
住 所	〒578 -0976 大阪府東大阪市西鴻池町3-2-5		
フリガナ 代表者の氏名	だいひょうとりしまりやく もりた ひろふみ 代表取締役 森田 博文		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
本社の住所 (登録の住所) (取締役変更) 役員の氏名	大阪府大東市灰塚 5-3-36	大阪府東大阪市西鴻池町 3-2-5 代表 取締役 森田 博文 取締役 山口 好恵 取締役 森田 安恵 監査役 中原 好司	

施行規則様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 7月 3日

申 請 者

氏名又は名称 株式会社ダイヤホット・サービス
住 所 大阪府東大阪市西鴻池町3-2-5

代表者氏名 代表取締役 森田 博文

(宛先)

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市西鴻池町三丁目2番5号
株式会社ダイヤホット・サービス

会社法人等番号	1220-01-015492	
商号	<u>株式会社ダイヤホットサービス</u>	
	株式会社ダイヤホット・サービス	平成15年 3月28日変更
本店	<u>大阪府大東市灰塚五丁目3番36号</u>	
	<u>大阪府東大阪市西鴻池町三丁目551番地2</u>	平成23年 6月14日移転
		平成23年 6月21日登記
	大阪府東大阪市西鴻池町三丁目2番5号	平成23年 8月 1日更正
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成2年6月14日	
目的	1. 電気温水器の販売、並びに修理 2. 住宅設備機器の販売、並びに修理 3. 建築工事業 4. 管工事業 5. 建築士事務所の経営 6. 産業廃棄物の処理及び再生利用、一般廃棄物の処理業 7. 前各号に附帯関連する一切の業務 平成19年 4月 1日変更 平成19年10月12日登記	
発行可能株式総数	1600株	平成18年 6月14日変更
		平成18年 6月14日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 760株	平成19年 5月31日変更
		平成19年 6月14日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記	

大阪府東大阪市西鴻池町三丁目2番5号
株式会社ダイヤホット・サービス

資本金の額	金3800万円	平成19年 5月31日変更
		平成19年 6月14日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 森田博文	平成21年 4月 5日重任
		平成21年 4月 6日登記
	取締役 森田博文	平成31年 4月30日重任
		令和 2年 9月 9日登記
	<u>取締役</u> 山口好恵	平成21年 4月 5日重任
		平成21年 4月 6日登記
	取締役 山口好恵	平成31年 4月30日重任
		令和 2年 9月 9日登記
	<u>取締役</u> 野村安恵	平成25年 7月12日就任
		平成25年 7月18日登記
	<u>取締役</u> 森田安恵	平成28年 2月10日野村安恵の氏変更
		平成29年 9月13日登記
	取締役 森田安恵	平成31年 4月30日重任
		令和 2年 9月 9日登記
	大阪府寝屋川市梅が丘一丁目15番12号 <u>代表取締役</u> 森田博文	平成21年 4月 5日重任
		平成21年 4月 6日登記
大阪府寝屋川市梅が丘一丁目15番12号 代表取締役 森田博文	平成31年 4月30日重任	
	令和 2年 9月 9日登記	
<u>監査役</u> 中原好司	平成21年 4月 5日重任	
	平成21年 4月 6日登記	
監査役 中原好司	平成31年 4月30日重任	
	令和 2年 9月 9日登記	

大阪府東大阪市西鴻池町三丁目2番5号
株式会社ダイヤホット・サービス

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年1月19日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和5年6月20日
大阪法務局東大阪支局
登記官

岡本基治



株式会社ダイヤホット・サービス 定款

平成19年 4月 1日 作成

株式会社ダイヤホット・サービス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ダイヤホット・サービスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気温水器の販売、並びに修理
2. 住宅設備機器の販売、並びに修理
3. 建築工事業
4. 管工事業
5. 建築士事務所の経営
6. 産業廃棄物の処理及び再生利用、一般廃棄物の処理業
7. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大東市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする方法とする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1600株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 9 条 当会社の発行する株券は、1 株券、5 株券、10 株券、50 株券、100 株券の 5 種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 13 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 16 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 17 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 18 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の前 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 19 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 20 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 22 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 23 条 当会社の取締役は、3 名以上 5 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 24 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主

の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 27 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(員数)

第 32 条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 33 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 37 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 38 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

臨時株主総会議事録

平成19年4月1日午前11時00分より同30分までの間、当会社本店において臨時株主総会を開催した。

当会社の株主総数	9名
発行済株式総数	760株
総株主の議決権の数	760個
出席した株主の数（委任状を含む）	9名
この持ち株総数	760株
この議決権の総数	760個

代表取締役森田博文は定款の定めに従い議長となり、上記のとおり出席があったことを報告し、株主総会が適法に成立したので開会する旨を宣し、ただちに議事に入った。

第1号議案 定款一部変更の件

議長は、今般会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日施行されたことに伴い、取締役および監査役の任期を、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることに変更すること及び定款変更の理由を詳細に説明し、別紙原案をもって、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって原案通り可決確定した。

議長は、決議を明確にするためこの議事録を作成し、議長および出席取締役は、ここに記名押印する。

平成19年4月1日

株式会社ダイヤホット・サービス 臨時株主総会において

議長代表取締役 森田博文

出席取締役 山口好恵

出席取締役 森田益廣



臨時株主総会議事録

1. 日時 平成22年1月20日 午前10時00分～午前10時30分

1. 場所 東大阪市西鴻池町三丁目2番5号の当社営業所

1. 当会社の株主総数	10名
発行済株式の総数	760株
議決権を行使することができる株主の数	10名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	760個
出席した株主の数	10名
出席した株主の議決権の数	760個

1. 出席役員等

代表取締役 森田 博文 (議長兼議事録作成者)

取締役 山口 好恵

取締役 森田 益廣

1. 議事の経過の要領及びその結果

定刻代表取締役森田博文は定款の規定により議長席に着き開会を宣し、前記のとおり本日の出席株主数及びその議決権数等を報告、本総会の付議議案の決議に必要な会社法及び定款の定める定足数を満たしている旨を述べ、直ちに議案の審議に入る。

第1号議案 取締役の辞任に関する件

議長は、取締役である下記の者より、辞任する旨の申し出があったことを述べた。

取締役 森田 益廣

(辞任日 平成22年1月28日)

第2号議案 辞任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

議長は、本議案を上程し、平成22年1月28日をもって取締役を辞任する森田益廣氏の長年の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等、議場に諮ったところ、満場一致をもって次のとおり、承認可決した。

金額 金36,000,000円

贈呈の時期 平成22年1月29日

支払い方法 全額一括振込払い

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長並びに出席代表取締役及び取締役が次に記名押印する。

平成22年1月20日

株式会社 ダイヤホット・サービス 臨時株主総会

議 長

代表取締役

森田 博文



出 席

取締役

山口 好恵



出 席

取締役

森田 益廣



臨時株主総会議事録

平成22年 2月 6日午前10時00分から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

議決権のある株主総数	3 名
この議決権の総数	760個
出席株主数（委任状による者を含む）	3 名
この議決権の総数	760個

上記のとおり出席があったので、代表取締役社長森田博文は議長席につき、開会を宣し、直ちに議事に入った。

議案 取締役辞任につき改選の件

議長は、森田益廣は平成22年1月28日辞任したので、その後任者を選任する必要がある旨を述べ、その選任方法をはかったところ、議長に一任する旨の発言があったので、議長は下記のとおりそれぞれ指名した。議場も満場異議なくこれを承認したので、下記のとおり選任のことに可決確定した。なお、被選任者は、総会においていずれもその就任を承諾した。

取締役 森田 裕輝

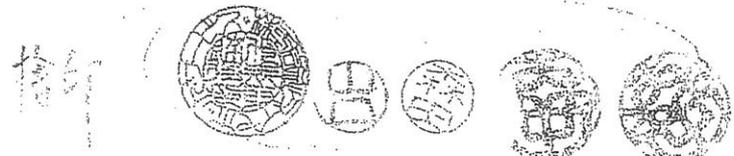
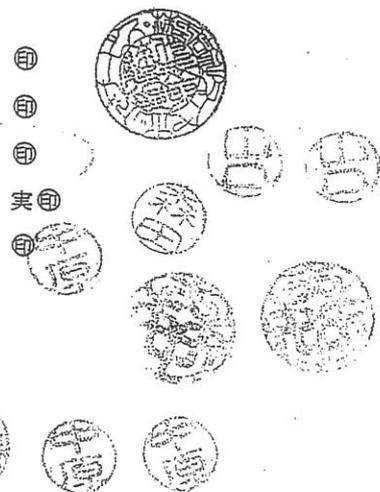
議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時50分閉会した。
上記の決議を明確にするため、取締役山口好恵はこの議事録を作り、議長及び出席取締役は、ここに記名押印する。

平成22年 2月 6日

(商号) 株式会社ダイヤホット・サービス

臨時株主総会

議長	代表取締役	森 田 博 文	
	出席取締役	山 口 好 恵	
	同	森 田 益 廣	
	同	森 田 裕 輝	
	監査役	中 原 好 司	



取締役会議事録

平成23年6月11日午後1時00分より大阪府大東市灰塚五丁目3番36号の当会社本店会議室において取締役3名のうち、3名出席のもとに取締役会を開催した。

定刻、議長に代表取締役社長森田博文がなり、全会一致をもって下記事項を可決確定し、午後2時30分散会した。

1. 決議事項

当会社の本店を下記へ移転すること。

移転の時期は、来たる平成23年6月14日とすること。

本店移転先 大阪府東大阪市西鴻池町三丁目551番地2

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席取締役の全員次に記名押印する。

平成23年 6 月 11 日

(商号) 株式会社ダイヤホット・サービス 取締役会

議長 出席取締役 森田 博文

出席取締役 山口 好恵

同 森田 裕輝

印

印

印



取締役会議事録

平成 23 年 7 月 27 日午前 9 時から当社の本店において、取締役 3 名（総取締役数 3 名）出席のもとに、取締役会を開催し、下記議案につき承認の上、午前 9 時 30 分散会した。

出席取締役 森田博文（議長）・山口好恵・森田裕輝 出席監査役 中原好司

1 承認事項（本店所在地の更正の件）

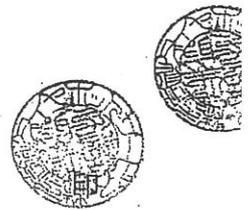
平成 23 年 6 月 14 日付で受理された本店移転登記申請において当社の本店所在地を誤って登記申請したので、その更正登記を申請する件

更正後の本店 大阪府東大阪市西鴻池町 3 丁目 2 番 5 号

上記の決議を明確にするため、この議事録をつくり、出席取締役及び監査役の全員がこれに記名押印する。

平成 23 年 7 月 27 日

株式会社ダイヤホット・サービス
出席取締役 森田 博文



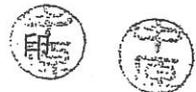
同 山口 好恵



同 森田 裕輝



出席監査役 中原 好司



株式会社変更登記申請書

1. 商号 株式会社 ダイヤホット・サービス
1. 本店 大阪府東大阪市西鴻池町3丁目2番5号
1. 登記の事由 取締役の変更

1. 登記すべき事項 別紙のとおり

1. 登録免許税 金1万円

1. 添付書類

臨時株主総会議事録 1通
就任承諾書 1通
委任状 1通

上記の通り登記を申請する。

平成26年3月17日

(本店) 大阪府東大阪市西鴻池町3丁目2番5号
申請人(商号) 株式会社 ダイヤホット・サービス

(住所) 大阪府寝屋川市梅が丘1丁目15番12号
代表取締役(氏名) 森田博文

(住所) 大阪府八尾市美園町4丁目65番99号
上記代理人(氏名) 野村安恵



連絡先の電話番号
06-6744-9101

大阪 法務局 東大阪支局 御中

定時株主総会議事録

平成26年3月17日 午前10時00分から、当社の本店において定時株主総会を開催した。

議決権のある株主総数	3名
この議決権の総数	760個
出席株主数(委任状による者を含む)	3名
この議決権の総数	760個

株主総会に出席した取締役	取締役 森田博文、同 山口好恵、同 野村安恵
株主総会に出席した監査役	監査役 中原好司
議長	代表取締役 森田博文
議事録の作成に係る職務を行った取締役	取締役 山口好恵

上記のとおり出席があったので、代表取締役社長 森田博文は議長席につき、開会を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 当期事業報告書の報告の件

議長は、取締役を代表して、当期（平成25年2月1日から平成26年1月31日まで）における事業報告書について報告し、下記の計算書類を提出して、その承認を求めた。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

次いで、監査役 中原好司は、上記書類を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることを認めた旨を報告した。総会は別段の異議なく、これを承認した。よって議長は、第1号議案は承認可決された旨を宣した。

第2号議案 取締役の増員に関する件

議長は、取締役1名を増員すべき事情を説明し、かつ、その選任方法について諮ったところ、出席株主の中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので議長は下記の者を指名し、これらの者につき、その可否を議場に諮ったところ、議場も満場異議なくこれを承認したので、下記のとおり選任のことに可決確定した。なお、被選任者は、総会においていずれもその就任を承諾した。

取締役 花崎潤也

なお、被選任者は、その就任を承諾した。

第3号議案 役員の報酬改訂に関する件

議長は、役員の報酬について一同審議の結果、平成26年3月分より下記のとおり支給することを決定し、その賛否を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

記

代表取締役	森田 博文	月額	1,000,000円
取締役	山口 好恵	月額	500,000円
取締役	野村 安恵	月額	500,000円
取締役	花崎 潤也	月額	100,000円
監査役	中原 好司		なし

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時50分閉会した。

上記の決議を明確にするため、取締役 山口好恵はこの議事録を作成し、議長及び出席取締役は、ここに記名押印する。

平成26年3月17日

株式会社 ダイアホット・サービス 定時株主総会

議長代表取締役 森田博文



出席取締役 山口好恵



同 野村安恵



同 花崎潤也



出席監査役 中原好司



臨時株主総会議事録

平成26年3月17日午前10時00分から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

議決権のある株主総数	3名
この議決権の総数	760個
出席株主数（委任状による者を含む）	3名
この議決権の総数	760個

上記のとおり出席があったので、代表取締役社長森田博文は議長席につき、開会を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 取締役の増員に関する件

議長は、取締役1名を増員すべき事情を説明し、かつ、その選任方法について諮ったところ、出席株主の中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので議長は下記の者を指名し、これらの者につき、その可否を議場に諮ったところ、議場も満場異議なくこれを承認したので、下記のとおり選任のことに可決確定した。なお、被選任者は、総会においていずれもその就任を承諾した。

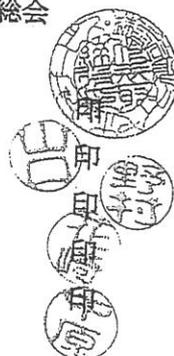
取締役 花崎 潤也

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時50分閉会した。上記の決議を明確にするため、取締役山口好恵はこの議事録をつくり、議長及び出席取締役は、ここに記名押印する。

平成26年3月17日

(商号) 株式会社 ダイヤホット・サービス臨時株主総会

議長	代表取締役	森田 博文
	出席取締役	山口 好恵
	同	野村 安恵
	同	花崎 潤也
	監査役	中原 好司



「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 花崎 潤也

「原因年月日」 平成26年3月17日 就任

就 任 承 諾 書

私は、平成26年3月17日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役
に選任されたので、その就任を承諾します。

平成26年 3月 17日

大阪府大東市谷川2丁目7番89号

花 崎 潤 也



株式会社 ダイヤホット・サービス 御中

定時株主総会議事録

平成28年 3月19日 午前10時00分から、当会社の本店において定時株主総会を開催した。

議決権のある株主総数	3名
この議決権の総数	760個
出席株主数(委任状による者を含む)	3名
この議決権の総数	760個

株主総会に出席した取締役	取締役 森田博文、同 山口好恵、同 野村安恵 同 花崎潤也
株主総会に出席した監査役	監査役 中原好司
議長	代表取締役 森田博文
議事録の作成に係る職務を行った取締役	取締役 山口好恵

上記のとおり出席があったので、代表取締役 森田博文は議長席につき、開会を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 当期事業報告書の報告の件

議長は、取締役を代表して、当期（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）における事業報告書について報告し、下記の計算書類を提出して、その承認を求めた。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

次いで、監査役 中原好司は、上記書類を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることを認めた旨を報告した。総会は別段の異議なく、これを承認した。よって議長は、第1号議案は承認可決された旨を宣した。

第2号議案 役員報酬改訂に関する件

議長は、役員報酬について一同審議の結果、平成28年3月分（平成28年4月5日支給分）より下記のとおり支給することを決定し、その賛否を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

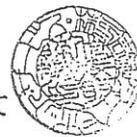
代表取締役	森田 博文	月額	650,000円
取締役	山口 好恵	月額	300,000円
取締役	野村 安恵	月額	300,000円
取締役	花崎 潤也	月額	100,000円
監査役	中原 好司	なし	

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時50分閉会した。
 上記の決議を明確にするため、取締役 山口好恵はこの議事録を作成し、議長及び出席取締役は、ここに記名押印する。

平成28年 3月19日

株式会社 ダイアホット・サービス 定時株主総会

議長代表取締役 森田 博文



出席取締役 山口 好恵



同 野村 安恵



同 花崎 潤也



臨時株主総会議事録

1、 日時 平成29年8月29日 午前10時00分～午前10時30分

1、 場所 東大阪市西鴻池町三丁目2番5号の本社会議室

1、 当会社の株主総数 4名

発行済株式の総数 760株

議決権を行使することができる株主の数 4名

議決権を行使することができる株主の議決権の数 760個

出席した株主の数 3名

出席した株主の議決権の数 730個

1、 出席役員等

代表取締役 森田 博文 (議長)

取締役 山口 好恵 (議事録作成者)、取締役 森田 安恵

(議案) 故花崎潤也取締役に支給する平成29年8月分の役員報酬の件

議長は、平成29年8月4日に逝去された取締役故花崎潤也氏に支給する平成29年8月分役員報酬について、その具体的なその計算方法及び金額について決定したい旨を述べ、その審議を行った。

慎重審議の結果、取締役故花崎潤也氏に対する平成29年8月分の役員報酬については、次の通り支給することで承認可決した。

計算方法 次の計算式による日割り計算とする。

$100,000円 \div 31日 \times 14日$

(14日の日数については、平成29年7月21日から同8月3日
までの歴日数)

役員報酬額 45,162円

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は 午前10時30分閉会を宣言した。上記決議が明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役全員が次に記名押印する。

平成29年 8月 29日

株式会社ダイヤホット・サービス 臨時株主総会

議長

代表取締役 森田 博文



出席

取締役 山口 好恵



出席

取締役 森田 安恵



定時株主総会議事録

平成 30年 4月 20日 午前 10時 00分から、当会社の本店において定時株主総会を開催した。

議決権のある株主総数	4名
この議決権の総数	760個
出席株主数(委任状による者を含む)	4名
この議決権の総数	760個

株主総会に出席した取締役	取締役 森田博文、同 山口好恵、同 森田安恵
株主総会に出席した監査役	監査役 中原好司
議長	
議事録の作成に係る職務を行った取締役	代表取締役 森田博文 取締役 山口好恵

上記のとおり出席があったので、代表取締役 森田博文は議長席につき、開会を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 当期事業報告書の報告の件

議長は、取締役を代表して、当期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）における事業報告書について報告し、下記の計算書類を提出して、その承認を求めた。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

次いで、監査役 中原好司は、上記書類を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることを認めた旨を報告した。総会は別段の異議なく、これを承認した。よって議長は、第1号議案は承認可決された旨を宣した。

第2号議案 役員報酬改訂に関する件

議長は、役員報酬について一同審議の結果、平成30年5月2日支給分より下記のとおり支給することを決定し、その賛否を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

記

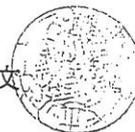
代表取締役	森田 博文	月額	650,000円
取締役	山口 好恵	月額	400,000円
取締役	森田 安恵	月額	400,000円
監査役	中原 好司		なし

議長は、以上をもつて本日の議事を終了した旨を述べ、午前 10時 50分閉会した。
上記の決議を明確にするため、取締役 山口好恵はこの議事録を作成し、議長及び出席取締役は、ここに記名押印する。

平成 30年 4月 20日

株式会社 ダイアホット・サービス 定時株主総会

議長代表取締役 森田 博文



出席取締役 山口 好恵



同 森田 安恵



監査役 中原 好司



定時株主総会議事録

平成 30年 4月 20日 午前 10時 00分から、当会社の本店において定時株主総会を開催した。

議決権のある株主総数	4名
この議決権の総数	760個
出席株主数(委任状による者を含む)	4名
この議決権の総数	760個

株主総会に出席した取締役	取締役 森田博文、同 山口好恵、同 森田安恵
株主総会に出席した監査役	監査役 中原好司
議長	代表取締役 森田博文
議事録の作成に係る職務を行った取締役	取締役 山口好恵

上記のとおり出席があったので、代表取締役 森田博文は議長席につき、開会を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 当期事業報告書の報告の件

議長は、取締役を代表して、当期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）における事業報告書について報告し、下記の計算書類を提出して、その承認を求めた。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

次いで、監査役 中原好司は、上記書類を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることを認めた旨を報告した。総会は別段の異議なく、これを承認した。よって議長は、第1号議案は承認可決された旨を宣した。

第2号議案 役員の報酬改訂に関する件

議長は、役員の報酬について一同審議の結果、平成30年5月2日支給分より下記のとおり支給することを決定し、その賛否を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

記

代表取締役	森田 博文	月額	650,000円
取締役	山口 好恵	月額	400,000円
取締役	森田 安恵	月額	400,000円
監査役	中原 好司		なし

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前 10時 50分閉会した。

上記の決議を明確にするため、取締役 山口好恵はこの議事録を作成し、議長及び出席取締役は、ここに記名押印する。

平成 30年 4月 20日

株式会社 ダイアホット・サービス 定時株主総会

議長代表取締役 森田 博文



出席取締役 山口 好恵



同 森田 安恵



監査役 中原 好司



この号は定款の原本と本題が一致を証明する

令和5年7月1日

〒578-0976 東大阪市西鴻池町3丁目2番5号
株式会社 **ダイヤホット・サービス**
代表取締役 **森田博文**

